

議案第 6 号

木津川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

木津川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 3 年木津川市条例第 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）」及び「地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 1 2 号）」が令和 6 年 4 月 1 日から施行され、改正による条ずれが発生することに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する
条例（案）

木津川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 3 年木津川市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）<u>第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は市の職員（以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。 （損害賠償責任の一部免責） 第 2 条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）<u>第 1 7 3 条の 4 第 1 項第 1 号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲	（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）<u>第 2 4 3 条の 2 第 1 項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は市の職員（以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。 （損害賠償責任の一部免責） 第 2 条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）<u>第 1 7 3 条第 1 項第 1 号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる

げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。 (1) ～ (4) (略)	市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。 (1) ～ (4) (略)
---	---

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。